

大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員給与規程により、勤勉手当の額については、経営協議会に諮ったうえで、職務実績を勘案して増額又は減額することができるとしている。平成24年度においては、増額又は減額は行っていない。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	・役員の本給月額引下げ(▲0.5%) ・平成24年5月1日から本給月額、特別調整手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当について、それぞれ9.77%を減額して支給
理事	・役員の本給月額引下げ(▲0.5%) ・平成24年5月1日から本給月額、特別調整手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当について、それぞれ9.77%を減額して支給
理事(非常勤)	・平成24年5月1日から非常勤理事手当について日額37,000円から日額33,400円に減額して支給
監事	
監事(非常勤)	・平成24年5月1日から非常勤監事手当について日額37,000円から日額33,400円に減額して支給

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	16,901	10,750	4,215	1,935 (特別調整手当)			
A理事	13,445	8,478	3,324	1,526 117 (特別調整手当) (通勤手当)		3月30日	◇
B理事	14,006	9,963	3,456	199 386 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		
C理事	14,403	9,963	3,541	498 (特別調整手当)		3月31日	
D理事	14,375	9,963	3,541	498 24 348 (特別調整手当) (通勤手当) (単身赴任手当)		3月31日	
E理事 (非常勤)	1,844	1,844		()	4月1日		※
A監事 (非常勤)	3,461	3,461		()			※
B監事 (非常勤)	1,643	1,643		()	4月1日		

注1:「特別調整手当」とは民間における賃金、物価及び生産費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(本府省庁課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
F理事	千円 5,502 (46,808)	年 4 (28)	月 0 (10)	平成24年3月31日	—	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額もなかった。	

注1:F理事については、役職在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務運営の合理化・効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員、国立大学法人、他の大学共同利用機関法人等の給与水準を考慮し、給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇級、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては、勤務成績の評定の結果を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給 (昇級)	勤務成績が良好で、昇給基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇給させることができる。
本給 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行うものとし、昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定される。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- ・中高年齢層が受ける本給月額に限定して引下げ(▲0. 23%)
- ・役員の本給月額の引下げ(▲0. 5%)
- ・平成18年給与構造改革における経過措置額の引下げ(▲0. 49%)
- ・平成18年給与構造改革における経過措置額は、平成26年3月31日までとする旨の改正
- ・平成24年4月、平成25年4月及び平成26年4月において、特定の年齢に満たない職員の号給を1号給(特に調整の必要がある場合には、2号給)上位の号給に調整

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して以下の措置を講ずる事とした。

(職員について)

- ・実施期間:平成24年5月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容
 - 一般職(一)1級及び2級、一般職(二)1級から3級、研究教育職1級及び2級 (▲4. 77%)
 - 一般職(一)3級から6級、一般職(二)4級及び5級、研究教育職3級及び4級 (▲7. 77%)
 - 一般職(一)7級から10級、研究教育職5級 (▲9. 77%)
- ・諸手当関係の措置の内容
 - 管理職手当及びこれに対する特別調整手当、広域異動手当 一律10%減額
 - 期末手当及び勤勉手当 一律9. 77%減額
 - 特別調整手当、広域異動手当、特勤勤務手当、準特勤勤務手当 当該職員の支給減額率に応じて減額
 - 勤務1時間当たりの給与額 当該職員の支給減額率に応じて減額
- ・国と異なる措置の概要
 - 当該措置の開始を平成24年5月からとした。

(役員について)

- ・実施期間:平成24年5月～平成26年3月
- ・本給表関係の措置の内容
 - 指定職 (▲9. 77%)
- ・諸手当関係の措置の内容
 - 特別調整手当、広域異動手当、期末手当、勤勉手当についてそれぞれ9. 77%減額

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 679	歳 45.4	千円 6,606	千円 4,996	千円 106	千円 1,610
事務・技術	人 289	歳 43.0	千円 5,414	千円 4,126	千円 134	千円 1,288
教育職種 (大学教員)	人 389	歳 47.2	千円 7,494	千円 5,645	千円 86	千円 1,849
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 30	歳 45.4	千円 9,568	千円 8,018	千円 1	千円 1,550
任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 17	歳 54.8	千円 4,925	千円 3,767	千円 182	千円 1,158
事務・技術	人 5	歳 54.1	千円 3,490	千円 2,814	千円 107	千円 676
教育職種 (大学教員)	人 12	歳 55.1	千円 5,523	千円 4,164	千円 212	千円 1,359

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

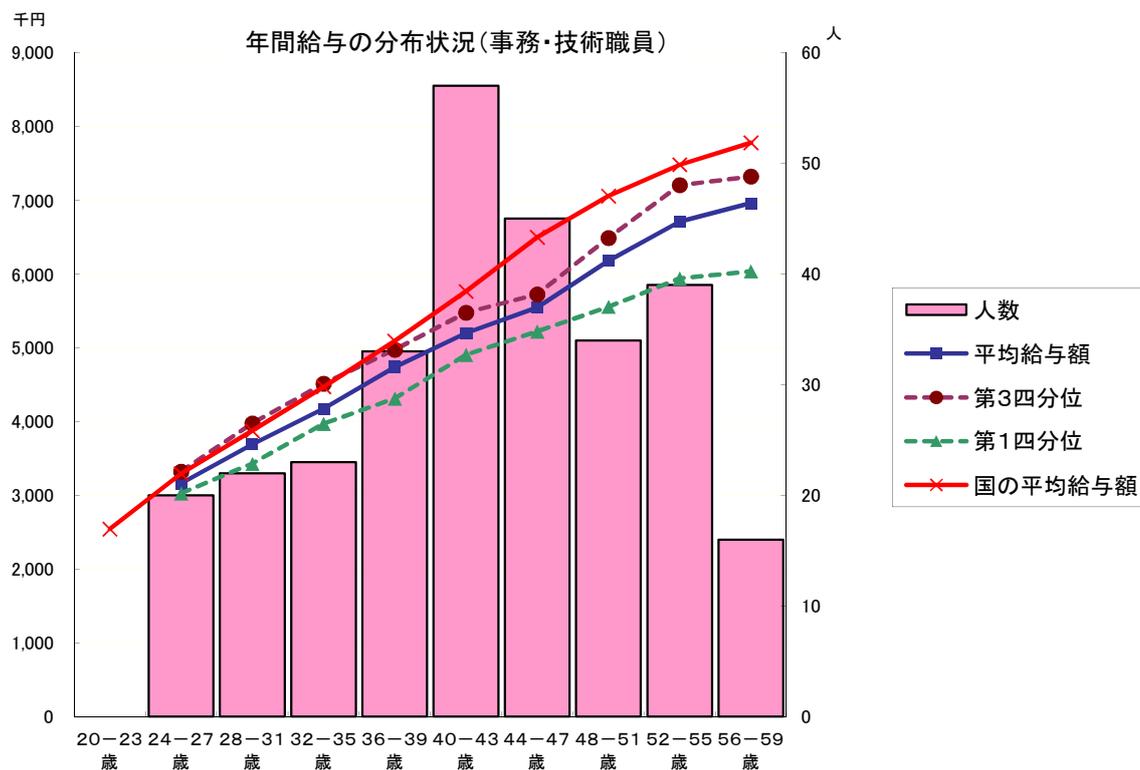
注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:常勤職員の任期付職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注5:該当者がいない区分(再任用職員)、区分中の該当者のいない職種(常勤職員、任期付職員、非常勤職員中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び任期付職員中の事務・技術)については、省略した

注6:任期付職員について全て年俸制職員であり、他の区分には年俸制職員に該当するものがないため年俸制職員の表については、省略した。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

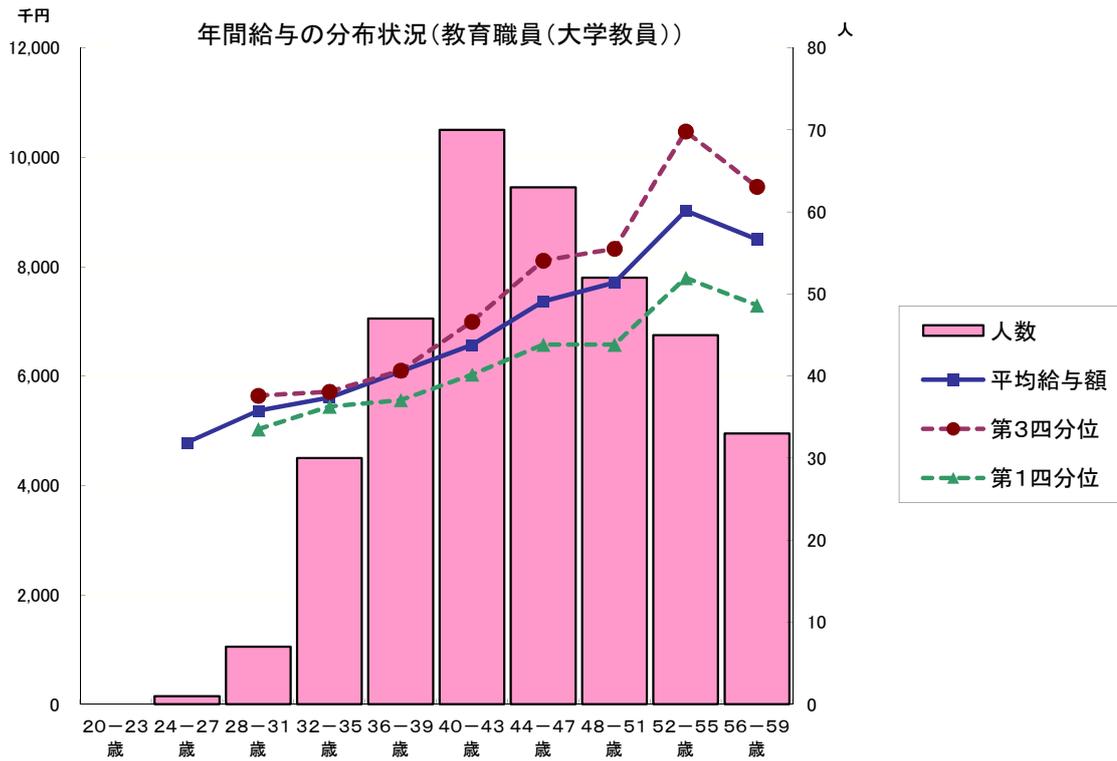


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	5	54.7	9,726	9,715	10,091		
課長	21	52.1	7,237	7,663	7,833		
課長補佐	29	53.4	6,002	6,355	6,584		
係長	99	45.5	5,087	5,457	5,874		
主任	14	38.4	3,961	4,357	4,690		
係員	121	36.8	3,578	4,387	5,216		

注1:「部長」には部長相当職である「局次長」及び「事務センター長」、「課長」には課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	93	54.8	8,871	10,610	9,731	8,871	10,610
准教授	114	48.6	7,223	8,107	7,662	7,223	8,107
助教	182	42.5	5,712	6,410	6,061	5,712	6,410

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長、主任	課長補佐、係長	課長、課長補佐
人員(割合)	289人	20人 (6.9%)	52人 (18.0%)	148人 (51.2%)	36人 (12.5%)	12人 (4.2%)
年齢(最高～最低)		29～25歳	42～27歳	56～35歳	59～46歳	59～42歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,757～2,113千円	3,667～2,372千円	4,753～3,043千円	5,267～4,158千円	6,103～4,553千円
年間給与額(最高～最低)		3,521～2,753千円	4,655～3,088千円	6,360～3,970千円	7,103～5,688千円	7,907～6,129千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局次長、事務センター長、部長	局次長、事務センター長	
人員(割合)		16人 (5.5%)	2人 (0.7%)	3人 (1.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		59～43歳		56～55歳		
所定内給与年額(最高～最低)		6,834～5,352千円		7,628～7,233千円		
年間給与額(最高～最低)		9,016～7,162千円		10,211～9,993千円		

7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教、助手	准教授	准教授	教授
人員(割合)	389人	(%)	182人 (46.8%)	(%)	114人 (29.3%)	93人 (23.9%)
年齢(最高～最低)			63～27歳		63～36歳	64～39歳
所定内給与年額(最高～最低)			5,836～3,743千円		7,091～4,332千円	8,659～5,577千円
年間給与額(最高～最低)			7,559～4,787千円		9,273～5,893千円	12,012～7,642千円

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.3	64.0	62.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.7	36.0	37.3
	最高～最低	48.9～32.8	46.0～30.3	47.4～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4	66.9	65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.6	33.1	34.3
	最高～最低	42.4～32.0	40.9～29.5	40.1～31.0

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.6	64.9	63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.4	35.1	36.2
	最高～最低	51.0～32.7	46.8～30.2	48.3～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.8	67.1	66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.2	32.9	34.0
	最高～最低	42.4～32.2	40.9～30.1	40.1～31.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

89.8

対他の国立大学法人等

98.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

92.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 89.8	
	参考	地域勘案 95.0 学歴勘案 88.4 地域・学歴勘案 94.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.5% (国からの財政支出額 33,109,217千円、支出予算の総額 36,996,449千円：平成24年度予算)	
	【検証結果】 本機構の給与水準については原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しているため、特段問題はない	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)	
	【検証結果】 -	
講ずる措置	引き続き、適正な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.1

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,644,810	千円 6,172,630	千円 (%) △ 527,820 (△8.6)	千円 (%) △ 452,120 (△7.4)
退職手当支給額 (B)	千円 628,119	千円 879,847	千円 (%) △ 251,728 (△28.6)	千円 (%) 363,255 (137.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,296,135	千円 3,031,685	千円 (%) 264,450 (8.7)	千円 (%) 341,492 (11.6)
福利厚生費 (D)	千円 1,086,726	千円 1,106,012	千円 (%) △ 19,286 (△1.7)	千円 (%) 43,042 (4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,655,790	千円 11,190,174	千円 (%) △ 534,384 (△4.8)	千円 (%) 295,669 (2.9)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

(1)「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 △527,820千円(△8.6%)

増減要因 ・Ⅱ-1-ウで示した給与減額措置を講じたことによる支給額の減
給与減額措置による削減相当額:440,980千円

②「最広義人件費」

前年度比 △534,384千円(△4.8%)

増減要因 ・上記①の要因に係る「給与・報酬等支給総額」の減
・長期勤続の定年退職者等が少なかったこと及び国家公務員退職手当制度の改正に準じて支給水準を引下げる改正による「退職手当支給額」の減
退職手当支給水準引き下げによる削減額:29,865千円
・「非常勤役職員等給与」のうち非常勤役員については、特例法に準じて常勤役員の支給減額率相当を削減する改正をし、約709千円を削減したが、その金額を上回る年俸制職員増加による「非常勤役職員等給与」の増
・「給与・報酬等支給総額」の減による「福利厚生費」の減

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

・役員に関する講じた措置の概要

- ①平成25年1月から従来の計算方法で計算した額に、段階的に引き下げる下記調整率を乗じて得た額を退職手当額とする改正をした。

期間	調整率
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

・職員に関する講じた措置の概要

- ①平成25年2月から官民均衡を図るために法律上設けられた「調整率」を、下記のように段階的に引き下げる改正をした。

期間	調整率
～平成25年1月31日	104/100
平成25年2月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

- ②調整率は退職理由及び勤続年数に関わらず、全ての退職者に適用することとした

- ③早期退職募集制度の導入

- ④25年以上勤務し、定年前10年以内で勸奨等により退職した場合に退職時の本給月額に割り増しする措置について、下記のように拡充することとした

【勤続期間】

25年以上 → 20年以上

【適用対象年齢の下限】

定年前10年(研究教育職員55歳、事務・技術職員50歳)
→ 定年前15年(研究教育職員50歳、事務・技術職員45歳)

【割増内容】

定年前1年につき一律2%割増 → 定年前1年につき一律3%を上限とした割増

※③、④については、国家公務員の施行日から行うこととした。